平成２２年（フ）第３６３号
広島県福山市南手城町４丁目20番28―302号
サンシャイン橋本
債務者　安東大博こと　権　　永博
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５６３号
青森市安方２丁目12番５―702号
債務者　管野るり子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
岩手県花巻市御田屋町１番19号
債務者　藤原　美加
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１６４号
岩手県北上市里分８地割83番地　ラ・プラージュ204号、前住所秋田県秋田市牛島西３丁目４番59号　牛島ハイム２―Ｄ
債務者　千田由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７３号
岩手県北上市和賀町煤孫18地割141番地
債務者　佐藤佐百合
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２６９号
広島県福山市伊勢丘７丁目21番24号
債務者　瀬戸　邦廣
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１７号
広島県福山市春日町１丁目２番43―403号、前住所広島県福山市大谷台３丁目７番14号
債務者　大島　かよ（旧姓出原）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４７号
広島県福山市西町２丁目６番10―106号ロイヤルフラッツ福山、旧住所広島県福山市木之庄町６丁目６番１―103号　コーポビスタ
債務者　半田　正司
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４９号
広島県福山市木之庄町２丁目６番11号　木之庄サンロイヤル107、旧住所広島県福山市千代田町２丁目15番28号　ブランドールアビテＡ203
債務者　幸田　伸敏
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５４号
広島県福山市引野町５丁目22番３―203号、旧住所奈良県香芝市関屋848番地の８　ベルメゾン関屋401号室
債務者　川本真喜子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３６６号
広島県福山市南蔵王町５―23―２　シャンポールＡ棟203号室、住民票上の住所広島県尾道市瀬戸田町名荷1435番地２
債務者　三大寺裕美（旧姓神原）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８６号
高知県高知市一宮西町２丁目11―22、住民票上の住所高知県宿毛市野地279番地２
債務者　上山　武邦
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第８１号
新潟県加茂市大字山島新田756番地１
債務者　伊丹　康将
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１７号
新潟県三条市月岡１丁目15番12号、住民票上の住所新潟県三条市月岡２丁目22番43号
債務者　相澤　恭子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１８号
新潟県三条市月岡１丁目15番12号、住民票上の住所新潟県三条市月岡２丁目22番43号
債務者　相澤　正吉
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第５７９号
青森市浪館前田３丁目30番25号
債務者　安井　清光
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係